所沢小学校PTA会則

第 1 章 名称および事務所

第 1 条 この会は所沢小学校PTAと称し、事務所を同校内に置く

第 2 章 目的および活動

- 第 2 条 この会は、保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかること を目的とする
- 第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行なう
 - (1) よい保護者、よい教職員となるよう努める
 - (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を補導する
 - (3) 児童の福祉を増進し、児童の生活環境をよくする
 - (4) 公教育費を充実させることに努める
 - (5) その他、本会の目的達成のため必要と認める活動をする

第3章方針

- 第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する
 - (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する
 - (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、もっぱら営利を目的とするような行為は行なわない
 - (3) この会、またはこの会の役員の名によって、公私の選挙の候補者を推薦しない
 - (4) 学校の人事、その他管理には干渉しない

第4章会員

- 第 5 条 この会の会員は、所沢小学校に在学する児童の保護者、および同校に勤務する教職員とする
- 第 6 条 この会の会員は、会費を納めるものとする

会費 1会員 月額200円とする

会費 1会員 前期 $(4\sim9$ 月) 1000円 後期 $(10\sim3$ 月) 1000円とする

- 第 7 条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する
- 第 8 条 この会の会員は、所沢市および埼玉県PTA連合会ならびに日本PTAの会員となる

第5章経理

- 第 9 条 この会の活動に要する経費は会費およびその他の収入をもって充てる
- 第10条 この会の経理は、総会において議決された予算に基いて行なわれる
- 第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない
- 第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる

第6章役員

- 第13条 この会に次の役員をおく
 - (1) 本部役員

会 長 1名

副会長 3名以上(うち1名は教師とする)

会 計 2名以上

幹 事 4名以上(うち1名は教師とする)

ただし、本部役員は合計16名以内とする

(2) 理事

各常置委員会 2名 (うち1名は委員長とする)

各 支 部 2名 (うち1名は支部長または副支部長とする)

各学年2名

ひかり学級 2名

学校教職員代表 各学年2名 →各学年1名(主任)

育成会会長 1名

家庭教育学級長 1名

(3) 委員

学級選出委員各学級2名以上 (学年選出の常置委員を含む)

学年代表教員

支部選出委員(各支部会則による)

- 第14条 この会に顧問若干名をおくことができる
 - (1) 顧問は会長が委嘱する
 - (2) 顧問は会長の諮問に応じる
- 第15条 役員の選出は、次のとおり行なわれる
 - (1) 本部役員は役員選考委員会によって推薦し、2月運営委員会にて審議・承認し、総会にて 報告を行う
 - (2) 支部理事は、各支部の会員の中より選出される 学年理事は、各学級から選出された委員の互選により決定される 常置委員会理事は、各常置委員会の互選により決定される
 - (3) 委員は各支部、各学級から会員の互選により決定される (本部役員および各支部選出理事は、学級選出委員を兼ねないことを原則とする)
 - (4) 会員から家庭教育学級長、家庭教育学級運営委員の役員を選出する場合は、各支部会員合計で 6名までとする
 - (5) 本部役員及び会計監査委員に選出され、任務を遂行し、合計3年間の任期を満了した場合、翌年度以後、所沢小学校PTAの全ての役職を免除するものとする。ただし、免除の対象は、当該本部役員の児童3名(児童が在学中か在学前かを問わないものとする)までを対象とする。また本部役員及び会計監査委員となったものは、その任期中は、他の所沢小学校PTAの全ての役職を免除するものとし役員選出の対象とならない。ただし、本人の意思による全ての役職へ就任を妨げない

所沢小学校後援会の会長、副会長、会計、幹事、会計監査の役員へ選出され役員となった者も 同様とする

(6) 所沢小学校家庭教育学級長及び家庭教育学級運営委員に選出され任務を遂行し、2年間の任期を満了した場合、翌年度以降、所沢小学校PTAの校内PTA役員(本部役員、学年学級委員長、学年理事、学級委員、常置委員会、家庭教育学級学級長、運営委員)での全ての役職を免除するものとする。

ただし、免除の対象は、児童2名(在学中か在学前を問わないものとする)までを対象とする また、校外PTA(支部長会会長、支部長、支部役員、育成会会長、育成会役員) について の免除対象は、児童1名(在学中か在学前を問わないものとする)までを対象とする

また、所沢小学校家庭教育学級長及び家庭教育学級運営委員に選出されたものは、その任期中は、所沢小学校PTAの全ての役職を免除するものとし、他の役職の選出対象とならないただし、本人の意思による全ての役職への就任を妨げない

(7) 第15条(4)(5)(6)の各役員の選出及び免除規定にあたっては、各支部の役員選出対象

の会員数が10人以下の場合、各支部の規則に基づくものとし、適用外とすることができる

(8) 各支部の支部長に選出され任務を遂行し、1年間の任期を満了した場合、翌年度以降、所沢小学校PTAの校内PTA役員(本部役員、学年学級委員長、学年理事、学級委員、常置委員会、家庭教育学級学級長、運営委員)の役職を永久免除するものとする。免除の対象は、全ての兄弟姉妹(児童が在学中か在学前かを問わないものとする)また、各支部の支部長となったものは、その任期中、所沢小学校PTAの全ての役職を免除するものとし、他の役職の選出対象とならない

校外PTA(支部長会会長、支部長、支部役員、育成会会長、育成会役員)の免除規定については各支部の規則に基づくものとする。

ただし、本人の意思による全ての役職への就任を妨げない 所沢小学校育成会の会長へ選出された者も同様とする

第16条 本部役員及び理事、委員、会計監査委員が次の各号に該当するときは、本部会の議決により解任 することができる

当該議決は本部会において本部役員の3分の2以上が出席し、その過半数以上が当該役員の解任を 可とする場合、会長がこれを解任することができる

この場合、当該役員に対し、本部会で議決をする前に弁明の機会を与えなければならない

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2)役員の義務を怠る等の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき 第17条 役員の任務は次のとおりとする
 - (1) 会長は本会を代表し、各種会議を招集し、役員選考委員会、会計監査委員会を除く各種会議 に出席し意見をのべることができる
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する
 - (3) 会計は本会の会計事務を処理し、総会において報告する
 - (4) 幹事はこの会の議事ならびに活動に関する重要事項を記録し、関係文書を整理保管し、会員の指示にしたがってこの会の庶務を行なう
 - (5) 理事は本部役員とともに運営委員会を構成し、各常置委員会および臨時の委員会各組織で立案された事業計画ならびに予算案の審議検討、総会に提出する報告書および議案書の作成、総会委任事項の処理、本部役員に欠員を生じた場合の補充、各常置委員会および臨時委員会の設置と事業分担の決定、その他会長が必要と認めた事項の審議をする
 - (6) 委員のうち学級委員は学級PTAを運営する

常置委員は常置委員会を構成する。各常置委員会の種別および任務については細則で定める

第18条 会長に欠員が生じたときは、副会長が互選により昇格する

会長以外の本部役員に欠員が生じたときは、運営委員会の中から補充する

第19条 本部役員理事および委員の任期は1か年とする、ただし再任を妨げない 補充役員の任期は前任者の残任期間とする

第20条 校長は各種会議に出席し意見をのべることができる

第 7 章 会計監査委員

- 第21条 この会の経理を監査するために、2名以上の監査委員を置く
- 第22条 会計監査委員は、役員選考委員会によって推薦し、2月運営委員会にて審議・承認し、総会にて 報告を行う
- 第23条 会計監査委員は、会計を監査しその結果を総会に報告しなければならない

第24条 会計監査委員の任期は1年とする

第 8 章 役員選考委員会

- 第25条(1)この会の本部役員および会計監査委員を選出するために役員選考委員会を置く
 - (2) 選考委員選出にあたっては各学年・<mark>各常置・</mark>各支部及び教師の各会員の中より互選によって決 定される
- 第26条 役員選考委員会の構成および任務は次のとおりとする
 - (1)役員選考委員会は、本部役員代表1名 各支部代表1名、各学年代表1名、教職員代表1名、ひかり学級1名 各常置委員会代表1名、
 - (2) 委員は互選により委員長を選出する
 - (3) 委員会は本部役員の候補者をあげ、その同意を得て運営委員会に報告する
- 第27条 役員選考委員会は本部役員の候補者を推薦し、その氏名を2月運営委員会の約7日前に会員に通知 しなければならない
- 第28条 役員選考委員は本部役員の決定と同時にその任を終わる

第 9 章 組織および会議

- 第29条 この会の会議を総会、運営委員会、各種委員会とする
- 第30条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である
- 第31条 総会は定期総会および臨時総会とする
 - (1) 定期総会は5月もしくは6月とする 総会は会務の報告、決算、事業計画、予算等の審議承認ならびに本部役員の報告を行う 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の十分の一以上の要求があったとき 開催する
 - (2) 総会の成立は委任状を含め会員の二分の一以上の出席とする
 - (3) 総会の議事は出席者の過半数で決する ただし、報告書および議案書は総会の開催の約7日前に全会員に知らせておかなければならない
- 第32条 運営委員会は総会に次ぐ常時の議決機関であり隔月に開くことを原則とする。その他会長が必要と 認めたときと構成員の四分の一以上の要求があったとき開催する

なお、その任務は第17条第5号の定めるところによる

- (1) 運営委員会の定足数は構成員の二分の一以上とし議事は出席者の過半数をもって決する
- (2) 運営委員会における議事は全会員に運営委員会報告として配布する
- (3) 運営委員が代理をたてる場合は、委任状を議長に提出する
- (4) 運営委員会は会長に申し出て傍聴することができる
- (5) 2月運営委員会は本部役員の選出を行う
- (6) 5月運営委員会と2月運営委員会以外は、会長の判断で書面による会議にすることができる
- 第33条 委員会はこの会の執行機関であり、必要に応じて随時全体または個別に会議を開き、運営委員会の 議を経た事項の執行にあたる
- 第34条(1) この会は、校内PTAとして学年PTAを置く 学年PTAには、学級ごとに学級PTAを置く 校外PTAとして各地区に支部PTAを置く
 - (2) 支部 PTAは、地域における児童の幸福な成長をはかるための諸活動を行なう
 - (3) 支部組織および活動のために必要な規約は、本会の会則に反しない範囲で支部が定める

(4) この会は、同一の目的をもつ育成会並びに家庭教育学級と協力して活動を行い、その活動に対し支援を行う

第10章 個人情報の保護

- 第35条 この会は、取得した個人情報を次の目的で利用する
 - (1) 会費の納入管理のため
 - (2) 活動における行事等の案内、参加者の確認、傷害保険等への加入のため
 - (3) 会員からの問い合わせに対応するため
 - (4) 活動の企画・検討・連絡調整のため
 - (5) 役員・委員の選考・選出のため
 - (6) 役員名簿作成のため
- 第36条 この会は、次の個人情報を第35条に定めた利用目的を示した上で、会員から取得する ただし、(5)(6)については役員・委員のみ取得する
 - (1) 会員氏名
 - (2) 児童氏名
 - (3) 児童クラス
 - (4) 会員所属支部名
 - (5) 会員電話番号
 - (6) 会員メールアドレス
- 第37条 この会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員が保管する

また、役員・委員以外の者が閲覧できないよう、また第三者への漏えい・流出のないよう適切に 管理を行う

この会の役員・ 委員は個人情報の重要性を理解し、その取り扱いには十分注意を払わなければならない

- (1) 紙ベースの個人情報は、施錠できるロッカーで保管する
- (2) 電子データの個人情報は、USBメモリ等の記録媒体に保存する
- (3) 暗号化等で保護し、施錠できるロッカーで保管する
- (4) 不正持ち出しがないよう適切に管理する
- 第38条 この会は、第35条に定めた目的を達成するため、本人の同意を得た上で取得した個人情報を学校・ 支部へ提供する

それ以外の第三者に対しては、次に掲げる場合を除き、保有する個人情報を第三者へ提供しない

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人命に関わる場合で本人からの同意を得るのが困難なとき
- (3) 業務を委託する場合
- 第39条 この会が保有している個人情報については、本人から開示又は訂正等の請求があった場合は、この 会は遅滞なく対応しなければならない

請求は書面に必要事項を記入の上、この会へ申し出るものとする

- 第40条 会員は提供した個人情報に変更が生じた場合は、遅滞なくこの会に届け出るものとする
- 第41条 この会は、保有している個人情報を利用する必要がなくなったときは遅滞なく廃棄するものとする

第11章細則

第42条 本会の運営に関し必要な細則の制定改廃については、運営委員会の議決を経てその結果を次期総会に報告しなければならない

第 1 2 章 改 正

第43条 この会則は、総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができないまた、改正案は、総会の開催の少なくとも7日前に全会員に知らせておかなければならない

第 1 3 章 付 則

第44条 この会則は、昭和47年2月22日から施行する

昭和48年5月29日一部改正実施する

昭和51年3月10日一部改正実施する

昭和54年3月13日一部改正実施する

昭和56年3月 5日一部改正実施する

昭和58年3月 8日一部改正実施する

昭和59年3月 7日一部改正実施する

平成 元年3月 7日一部改正実施する

平成 3年3月 8日一部改正実施する

平成 4年3月 6日一部改正実施する

平成 5年3月12日一部改正実施する

平成10年3月13日一部改正実施する

平成14年6月 5日一部改正実施する

平成15年6月 4日一部改正実施する

平成18年6月 6日一部改正実施する

平成20年6月11日一部改正実施する

平成25年5月28日一部改正実施する

平成26年6月 5日一部改正実施する

平成29年6月 6日一部改正実施する

令和 元年6月 5日一部改正実施する

令和 4年6月○○日一部改正実施する